

年金記録の閲覧に関するよくあるご質問
(全国市町村職員共済組合連合会マイナ手続きポータル)

<利用申込編>

Q 1. サービスの利用申込はどこでできますか？

A 1. 「全国市町村職員共済組合連合会マイナ手続きポータル」サイト（下記リンク）から申込をお願いします。

[全国市町村職員共済組合連合会マイナ手続きポータル（WEB サイト）](#)

Q 2. サービスの利用申込に必要な物がありますか？

A 2. 以下の3点が必要となりますので、ご準備ください。

①マイナンバーカード（※1）

※パソコンまたはスマートフォンで読み取っていただきます。

②利用者証明用電子証明書パスワード及び券面事項入力補助用パスワード（※2）

③基礎年金番号

（※1）マイナンバーカードの読み取りにあたっては「マイナポータルアプリ」のダウンロードが必要です。ダウンロードがお済みでない方は、以下のサイトよりインストールしてください。

[マイナポータル（トップページ）](#)

（※2）マイナンバーカード受取時に交付窓口で設定したパスワードが必要です。ご不明な場合は、交付を受けた市区町村にお問い合わせください。

Q 3. メールアドレスを登録したのですが、案内が届きません。

A 3. 登録したメールアドレスに誤りがないかご確認ください。

メールが届かない場合は、再度「全国市町村職員共済組合連合会マイナ手続きポータル」サイトから、申込を行ってください。

※ 迷惑メールフィルタを設定されている場合、以下のドメインを指定受信リストに追加してください。

shichousonren.or.jp

Q 4. メールアドレス登録後に届いた「メール認証 URL」にアクセスできません。

A 4. 「メール認証 URL」の有効期限は、送信から24時間です。

送信後24時間を経過するとアクセスできなくなりますので、再度「全国市町村職員共済組合連合会マイナ手続きポータル」サイトから、申込を行ってください。

Q 5. マイナンバーカードの読み取りがうまくできません。

A 5. スマートフォンの場合、機種ごとに読み取りの場所が異なります。

詳しくは、デジタル庁ホームページ「よくあるご質問」（下記リンク）からご確認をお願いします。

なお、スマートフォンのケースを外すと、読み取りがしやすくなります。

[デジタル庁ホームページ（よくあるご質問）](#)

Q 6. 「【全国市町村職員共済組合連合会マイナ手続きサービスポータル】本登録未完了のお知らせ」が届きました。なぜ未完了なのでしょう。

A 6. 本サービスの本登録完了には、以下の条件①に該当し、かつ②を満たす必要があります。

①地方公務員共済組合の組合員である方、または組合員であった方。

②申込時にマイナンバーカードから取得した情報（氏名・住所・性別・生年月日）と入力いただいた情報（基礎年金番号・氏名カナ）が、本連合会に登録されているものと一致する方。

条件を満たさない場合は、サイトの「申込情報確認結果」画面及び「本登録未完了」のメールでお知らせします。

Q 7. 申込情報確認結果画面において、「基礎年金番号の確認ができませんでした」とメッセージが出ます。基礎年金番号は正しく入力していますが、なぜでしょう。

A 7. 地方公務員共済組合に加入したことのない方は、本サービスは利用できません。この場合も「基礎年金番号の確認ができませんでした」とメッセージが表示されません。

Q 8. 申込情報確認結果画面において、「氏名カナの確認ができませんでした」とメッセージが出ます。どこに誤りがあるのでしょうか。

A 8. 氏名カナ（半角カナ）の入力にあたっては、以下の点にご注意ください。

①氏名の姓と名の間には、必ず半角スペースを入力してください。

②小文字（ゃ、ゝ、ヨ、ッ等）を大文字に変えることで登録できる場合があります。

<年金記録の閲覧編>

Q 1. 本登録は完了しましたが、年金記録はいつから閲覧できるのでしょうか。

A 1. 年金記録発行依頼の手続き完了後、原則として1～2週間以内（土日及び祝日を除く）に閲覧が可能になった旨のメールを送信しますので、ご確認ください。
発行された年金記録については、全国市町村職員共済組合連合会マイナ手続きポータル（下記リンク）にログイン後、各種サービスの「電子交付」からご確認ください。

[全国市町村職員共済組合連合会マイナ手続きポータル](#)

Q 2. 現在老齢厚生年金を受給していますが、本サービスで年金記録は閲覧できますか。

A 2. 年金記録を閲覧できるのは、地方公務員共済組合の組合員である方、または組合員であった方となります。
すでに老齢又は退職の年金を受給されている方、及び老齢厚生年金の支給開始年齢に到達されている方は、本サービスで年金記録を閲覧できません。

Q 3. 公務員から民間企業に転職した者ですが、民間企業での勤務期間に係る年金加入記録等がありません。

A 3. 本サービスでは、公務員共済期間に係る年金記録を閲覧できます。
民間企業での勤務期間を含む年金記録については、日本年金機構の「ねんきんネット」にてご確認ください。

<その他>

Q 1. 「全国市町村職員共済組合連合会マイナ手続きポータル」（年金記録の閲覧）に関する質問は、どこで受け付けていますか。

A 1. 年金記録の閲覧に関するご質問は、下記のメールアドレス宛てにお問い合わせください。

お問合せ先アドレス：mypo_kiroku/atmark/shichousonren.or.jp

（メール記載例）①件名：〇〇〇の件

②本文：問い合わせ内容の他、以下の2点を必ず記載ください。

・氏名（漢字）

・氏名（カナ）

※お問い合わせの内容によっては、ご本人様確認等のため、年金証書の番号や基礎年金番号をお伺いする場合があります。

※迷惑メール防止のため、「@」を「/atmark/」と表記しています。

メールをお送りになる際には、「/atmark/」を「@」に直してください。